

事業所税の概要について

事業所税には資産割と従業者割があり、それぞれについて市内のすべての事業所等を合算して、概ね次のような内容で課税されます。

	資 産 割	従 業 者 割
納 税 義 務 者	事業所等において事業を行う法人又は個人	
課 税 標 準	課税標準の算定期間の末日現在における事業所用家屋の床面積（事業所床面積）	課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額
課 税 標 準 の 算 定 期 間	法人 事業年度 個人 課税期間（1月1日から12月31日）	
税 率	1 m ² につき年額600円	従業者給与総額の100分の0.25
免 税 点	事業所床面積が1,000m ² 以下	従業者数が100人以下
	課税標準の算定期間の末日の現況による。	
納 税 方 法	申告納付	
申 告 納 付 期 限	法人 事業年度終了の日から2か月を経過する日 個人 翌年の3月15日	

※ 資産割又は従業者割のいずれか一方だけが免税点を超え、他方が免税点以下となった場合には、免税点を超えたものについて単独で申告納付が必要となります。

※ 事業所税については、船場法人市税事務所（課税担当 電話：06-4705-2934）までお問合せください。